

鳥インフルエンザA（H7N9）への対応について

平成25年5月22日（水）（14：00）現在
※下線は前回更新（5/15）からの更新部位

内閣官房新型インフルエンザ等対策室
各項目の照会先は文末をご参照ください

次回の更新は5月29日（水）を予定しております。

1. 事態の概要

- 本年3月31日に中国政府が3名の感染を公表。
- 現在までの発生状況は以下のとおり。
 - ・ 感染が確定した者：131名（うち死亡者36名）
 - ・ 患者との濃厚接触者：3000名以上（WHOの公表に基づく）
 - ・ 発生地域等：上海市33名（うち死亡者14名）、北京市1名、
江蘇省27名（うち死亡者8名）、安徽省4名（うち死亡者2名）、
浙江省46名（うち死亡者9名）、河南省4名（うち死亡者1名）、
山東省2名、江西省6名（うち死亡者1名）、福建省5名、
湖南省2名（うち死亡者1名）、台湾1名

2. 感染状況

- 〈4月4日の中国農業省による発表〉上海市内の卸売市場で採取したハトのサンプルからA（H7N9）ウイルスを検出したと発表。
- 〈4月5日の中国農業省による発表〉上海市内の3か所の市場で738サンプルを採取し、うち19サンプル（鶏、ハトなど）からA（H7N9）ウイルスを検出。
既にハトで検出されていたA（H7N9）ウイルスと相同性が高かった（※）。市場の閉鎖、鶏などの焼却処分、清掃・消毒などを実施。

※ 遺伝子配列が似ているということ。
- 〈4月7日の中国CDC（疾病予防管理センター）による発表〉検査キットを国内の409のインフルエンザ検査施設や研究所等に配布を開始。
- 〈4月9日の中国CDCによる発表〉中国CDCのナショナルインフルエンザセンターはヒトから検出されたA（H7N9）ウイルスを、WHOや海外の4つのインフルエンザリファレンスセンター等に出荷。（4月10日に国立感染症研究所に到着）
- 4月10日時点で、中国政府からOIE（世界獣疫事務局）に対して、安徽省、浙江省及び江蘇省内の生鳥市場で採取された鶏11羽、アヒル3羽のサンプルからA（H7N9）ウイルスが検出された旨、報告されている。施設の消毒、鳥の殺処分等の措置が取られている。

- 4月16日に、中国政府からOIE（世界獣疫事務局）に対して、江蘇省南京市で捕獲された野生のハト1羽、浙江省湖州市内の市場で採取された鶏4羽のサンプルから、A(H7N9)ウイルスが検出された旨、報告されている。ウイルス検出を受け、施設の消毒、鳥の殺処分等の措置が取られている。
- （4月18日の中国農業省による発表）これまでのモニタリング調査のまとめを公表。4月17日までに、84,444サンプル（各地の生鳥市場473カ所、食鳥処理場32カ所、家禽農場896カ所、豚と畜場36カ所、野鳥生息地79カ所、環境サンプル採取ポイント137カ所から採取）のうち、47,801サンプルの検査が終了。そのうち、39サンプルでA(H7N9)ウイルスを検出。（39サンプルには、16日に公表された南京市の野生ハトの1サンプルの他、これまでに公表された生きた家禽を扱う9ヶ所の市場のサンプルが含まれている。）なお、現時点では、家禽や豚の養殖場ではウイルスは検出されていない。
- （4月22日の中国農業省、OIEによる発表）江蘇省南通市の伝書鳩農場でハト1羽からA(H7N9)ウイルスを検出。ウイルス検出を受け、（恐らく同農場の）340羽の殺処分、清掃・消毒などを実施。4月4日にハトから分離されたウイルスと相同性が高かった。これまで、40サンプルでA(H7N9)ウイルスを検出。
- （4月24日の中国農業省、OIEによる発表）4月24日に、河南省の生鳥市場2カ所で採取した環境サンプル2つ、浙江省の生鳥市場で採取された鶏1羽からA(H7N9)ウイルスを検出。ウイルス検出を受け、浙江省の生鳥市場では鶏2羽を殺処分。4月4日にハトから分離されたウイルスと相同性が高かった。これまで、43サンプルでA(H7N9)ウイルスを検出。
- （4月26日の中国農業省、OIEによる発表）4月26日に、浙江省杭州市で採取された鶏3羽からA(H7N9)ウイルスを検出。ウイルス検出を受け、消毒、殺処分等を実施。4月4日にハトから分離されたウイルスと相同性が高かった。これまで46サンプルでA(H7N9)ウイルスを検出。
- （4月26日の中国農業省による発表）これまでのモニタリング調査のまとめを公表。4月26日までに、218,897カ所（内訳：各地の生鳥市場2,587カ所、食鳥処理場337カ所、家きん農場8,808カ所、豚と畜場277カ所、豚農場31カ所、野鳥生息地341カ所、環境サンプル採取ポイント633カ所）で採取した218,897サンプルのうち、46サンプル(0.07%)でA(H7N9)ウイルスを検出。なお、陽性サンプルのうち44サンプルは、上海市・安徽省・浙江省・江蘇省・河南省の14カ所の生鳥市場で採取、残り2サンプルは、浙江省の野生鳩と伝書鳩。
- （5月5日中国農業省、OIEによる発表）山東省の生鳥市場において採取された412サンプルから3サンプル（環境）で鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルス検出。江西省の市場で採取された4つの疑いサンプル（鶏）のうち、1サンプルからA(H7N9)ウイルス検出。広東省の生鳥市場において採取された1つの疑いサンプル（鶏）からA(H7N9)ウイルス検出。なお、広東省では、陽性結果を受け、市場内の89,864匹の鶏が処分された。5サンプルについては、4月4日にハトから分離されたウイルスと相同性が高かった。これまで、51サンプルでA(H7N9)ウイルスを検出。

○(5月9日中国農業省による発表) 福建省の市場において採取された686サンプルから1サンプル(環境)で鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルス検出。4月4日にハトから分離されたウイルスと相同性が高かった。これまで、52サンプルでA(H7N9)ウイルスを検出。

○(5月20日中国農業省、OIEによる発表) 広東省の市場において採取された1サンプル(鶏由来)から、鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルス検出。ウイルス検出を受け、施設の消毒、殺処分等を実施。4月4日にハトから分離されたウイルスと相同性が高かった。これまで、53サンプルでA(H7N9)ウイルスを検出。

3. 政府の主な対応

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/tori_inf/index.html (内閣官房HP)

- 4月3日(水)
 - ・ 関係省庁実務者(課長級)の会議で情報共有
- 4月4日(木)
 - ・ 官房長官が記者会見で説明。関係省庁実務者(課長級)の会議で情報を共有。官房長官指示を徹底
- 4月18日(木)
 - ・ 政府行動計画案を議題とした関係省庁実務者(局長級)の会議で、中国における鳥インフルエンザA(H7N9)に関する情報を共有。
- 5月2日(木)
 - ・ 「新型インフルエンザ等対策有識者会議専門家による情報共有の場」を開催し、リスクアセスメント等の現時点で得られた知見を、医学公衆衛生の専門家間で情報共有。

4. 各省庁の活動状況

<警察庁>

- 4月3日(水)
 - ・ 都道府県警察等に対し、政府の対応等について情報提供。

<総務省>

- 4月4日(木)
 - ・ 都道府県の消防防災主管部局に対し、患者の発生について情報提供(消防庁)
- 4月9日(火)
 - ・ 都道府県の消防防災主管部局に対し、政府の対応等について情報提供。(消防庁)
- 5月2日(木)
 - ・ 都道府県の消防防災主管部局に対し、鳥インフルエンザA(H7N9)の指定感染症への指定等について事務連絡を発出。(消防庁)

<法務省>

- 4月4日(木)
 - ・ 地方入国管理官署に対し注意喚起
- 5月2日(木)

- ・ 地方入国管理官署に対し、指定感染症に定められる鳥インフルエンザ A (H7N9) の外国人患者の取扱いについて通知

<外務省>

<http://www.anzen.mofa.go.jp/> (海外安全ホームページ)

- 外務省海外安全ホームページ上に感染症スポット情報を発出し、注意喚起を実施
 - ・ 4月3日(水)以降、随時発出(最新:5月21日(火)その37)
- 在外公館ホームページ及びメールマガジンにおいて、中国における鳥インフルエンザ A (H7N9) 発生の情報提供及び在留邦人に対する注意喚起を実施
 - ・ 在上海総領事館:4月1日(月)以降、随時発出(最新:5月21日(火)第40報)
 - ・ 在中国大使館:4月1日(月)以降、随時発出(最新:5月21日(火)第24報)
 - ・ 在香港総領事館:4月5日(金)以降、随時発出(最新:5月17日(金)計11報)
 - ・ 在大連出張駐在官事務所:4月8日(月)以降、随時発出(最新:4月19日(火)計4報)
 - ・ 在広州総領事館:4月1日(月)以降、随時発出(最新:5月16日(木)計27報)
 - ・ 在瀋陽総領事館:4月3日(水)以降、随時発出(最新:5月21日(火)計24報)
 - ・ 在青島総領事館:4月1日(月)以降、随時発出(最新:5月20日(月)計39報)
 - ・ 在重慶総領事館:4月17日(水)以降、随時発出(最新:5月17日(金)計21報)
 - ・ (公益財団法人)交流協会台北事務所
16日(火)同事務所ホームページにて、中国における鳥インフルエンザ A (H7N9) に関する情報提供を実施。24日(水)台湾での初の感染者確認を受け、同日中に在留邦人に対しメールによるお知らせを発出。25日(木)ホームページにて在留邦人に、また台湾日本人会に対する情報提供及び注意喚起を実施。また、26日(金)ホームページにて「鳥インフルエンザ対応拠点病院」を掲載
 - ・ (公益財団法人)交流協会高雄事務所
17日(水)同事務所ホームページにて、中国における鳥インフルエンザ A (H7N9) に関する情報提供を実施。25日(木)台湾での初の感染者確認を受け、ホームページにて在留邦人に対する情報提供及び注意喚起を実施。また、26日(金)ホームページにて台湾行政院衛生署「鳥・新型インフルエンザ指定医療機関一覧(台湾南部)」を掲載
- 在上海総領事館において、4月1日(月)以降随時、日本人会、安全対策連絡協議会メンバー、地方自治体事務所及び邦人在住マンション掲示板にも上記の情報を伝達・告知。
- 以下の在外公館において、鳥インフルエンザ A (H7N9) に関する説明会等を実施。また、4月26日(金)から28日(日)まで、本邦から東北大学大学院医学系研究科の賀来教授を上海、蘇州及び北京に派遣、講演相談会を実施。
 - ・ 在中国大使館:9日(火)中国日本商会、11日(木)北京日本人会理事会において、中国大領事部長から鳥インフルエンザ A (H7N9) 概要説明を実施
 - ・ 在上海総領事館:11日(木)安全対策連絡協議会を実施
 - ・ 在瀋陽総領事館:11日(木)瀋陽日本人会幹事会に併せて安全対策連絡協議会を実施
 - ・ 在青島総領事館:19日(金)膠州日系企業商工会総会、青島日本人学校運営理事会において、鳥インフルエンザ A (H7N9) に関する説明を実施。23日(火)青島日本人会婦人

会総会での説明を実施。5月16日(木) 在中国大医務官による講演会を実施。

- ・ 在重慶総領事館：11日(木) 領事出張サービスの際、参加した日本企業関係者(約20人)に対し、鳥インフルエンザA(H7N9)に関する説明と質疑応答を実施
- ・ 在大連出張駐在官事務所：17日(水) 同事務所主催にて海外邦人安全対策連絡協議会を実施。また、19日(金) 大連日本商工会年次総会において、同事務所より鳥インフルエンザの発生状況についての説明を実施。また、24日(水) 同事務所管轄の庄河市において、「庄河市在住日本人交流会(邦人17名が所属)」を対象に、鳥インフルエンザの発生状況等緊急事態対応に関する説明及び意見交換を実施。
- ・ 在広州総領事館：12日(金) 惠州日本人会総会、25日(木) 広州日本人学校において保護者に対する説明会及び広州日本商工会に対する企業向けの説明会を実施。なお、5月9日(木) 深圳日本人学校、5月10日(金) 東莞日本企業連絡会定期会合において説明を実施。
- ・ 在ネパール大使館：5月8日(水) 大使館において医務官による説明会を実施。

<財務省>

- 4月4日(木)
 - ・ 税関関連部局に対し、情報提供等を実施

<文部科学省>

- 4月1日(月)
 - ・ 上海日本人学校(虹橋校、浦東校)に連絡し、日本人学校の児童・生徒、保護者に関する被害状況を調査。学校の方では感染者等の報告を受けていないことを確認
- 4月8日(月)
 - ・ 上海日本人学校(虹橋校、浦東校)、杭州日本人学校、蘇州日本人学校に連絡し、日本人学校の児童・生徒、保護者に関する被害状況を調査。学校の方では感染者等の報告を受けていないことを確認
 - ・ 各国公私立大学病院に対し、中国で発生している鳥インフルエンザA(H7N9)の患者発生に関して情報提供等を実施
- 4月8日(月)
 - ・ 中国内の全日本人学校(13校)に注意喚起すると共に、児童・生徒、保護者に関する感染者等の状況を報告するよう指示
- 4月15日(月)
 - ・ 中国国内の全日本人学校(13校)から感染者等の報告を受けていないことを確認
- 4月16日(火)
 - ・ 中国内の全日本人学校(13校)に対して、鳥インフルエンザに対する対応状況を大使館、担当領事館と情報共有するよう指示
- 4月24日(水)
 - ・ 全日本人学校(13校)から、感染者等の報告を受けていないことを確認
 - ・ 各都道府県・指定都市教育委員会総務課、私立学校主管課等に対し、同日付で「海外修学旅行の安全確保について」を通知し、域内及び所轄の学校へ安全確保に細心の注意を払うよう周知徹底を依頼
- 4月25日(木)

- ・ 台湾において鳥インフルエンザの感染者が発生したとの情報を踏まえ、台湾に所在する全日本人学校（3校）に注意喚起すると共に、児童・生徒、保護者に関する感染者等の状況を報告するよう指示
- 4月26日（金）
 - ・ 各国公私立大学等に対し、「留学生に関する鳥インフルエンザの対応について」を通知し、留学生等の安全確保に細心の注意を払うよう周知徹底を依頼するとともに、留学生の受入れ・派遣等における適切な対応を依頼。また、各都道府県・指定都市教育委員会の総務課、私立学校主管課等に対しても、同様の通知「高校生等の留学等における安全確保について」を发出
- 5月1日（水）
 - ・ 中国内の全日本人学校（13校）に注意喚起すると共に、児童・生徒、保護者に関する感染者等の状況、新たにといった対応を報告するよう指示
- 5月7日（火）
 - ・ 中国国内の全日本人学校（13校）から感染者等の報告を受けていないことを確認

<厚生労働省>

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/inf/ulenza/h7n9.html

- ・ 新型インフルエンザ発生の場合に備え、省内の体制を確認・整備中
- ・ 情報収集し、関係者と情報共有を行うとともに、国民に対し情報提供を実施

その他以下の対応を実施

- 4月2日（火）
 - ・ 検疫所のホームページに発生状況を掲載
 - ・ 全国の自治体に対し、発生状況を情報提供
- 4月3日（水）
 - ・ 厚生労働省のホームページに発生状況を掲載
 - ・ 検疫所においてポスターを掲示し、中国への渡航者と中国からの帰国者へ注意喚起
 - ・ 医療機関に対し、症例情報の提供を依頼する通知を自治体に发出
- 4月4日（木）
 - ・ 検疫対応方針の事務連絡を検疫所長に发出
- 4月5日（金）
 - ・ 厚生労働省ホームページにA（H7N9）ウイルスに関する専用サイトを新設
- 4月10日（水）
 - ・ 中国からA（H7N9）ウイルス株が国立感染症研究所に到着（ワクチン株の開発や検査セットの準備を進めている。）
- 4月15日（月）
 - ・ 検査セットを国立感染症研究所より都道府県や検疫所へ発送。
 - ・ 全国の自治体に対し、国内検査体制の事務連絡を发出。
- 4月18日（木）
 - ・ 当面の検疫対応フロー及び健康カード配布に関する事務連絡を検疫所長に发出。同内容を全国の自治体に周知。

- 4月19日（金）
 - ・ 検疫所において到着便の乗客に対し健康カードを配布
 - ・ 国立感染症研究所よりリスクアセスメントを発表 (5/1、5/21 更新)
(<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu-a-h7n9/2276-a-h7n9-niid/3501-riskasse-130521.html>)
- 4月24日（水）
 - ・ 厚生科学審議会感染症部会を開催し、鳥インフルエンザ A (H7N9) を感染症法上の指定感染症及び検疫法上の検疫感染症に指定すること等について議論し、了承を得る。
- 4月26日（金）
 - ・ 鳥インフルエンザ A (H7N9) を感染症法上の指定感染症及び検疫法上の検疫感染症に指定する等のための関連政令を公布。5月6日より完全施行。
 - ・ 鳥インフルエンザ A (H7N9) を検疫感染症に指定する関連法令の施行通知及び検疫対応通知等を検疫所長に発出（4月4日付け事務連絡を5月6日付けで廃止）。同内容を全国の自治体に周知。
 - ・ 全国の自治体に対し、鳥インフルエンザ A (H7N9) ウイルス感染症に関する臨床情報（国立感染症研究所まとめ）について、事務連絡を発送。
 - ・ 全国の自治体に対し、鳥インフルエンザ A (H7N9) ウイルス感染事例に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版。国立感染症研究所作成）について、事務連絡を発送。
- 5月2日（木）
 - ・ 5月6日以降の検疫対応フロー及び健康カード改正に関する事務連絡を検疫所長に発出（4月18日付け事務連絡を5月6日付けで廃止）。同内容を全国の自治体に周知。
 - ・ 全国の自治体に対し、鳥インフルエンザ A (H7N9) ウイルス感染事例に対する積極的疫学調査実施要領（4月26日送付の改訂版、5月6日時点・暫定版）、4月3日付症例情報提供及び協力依頼の廃止の通知、4月15日に送付した国内検査体制の事務連絡の改訂版を発送
- 5月20日（月）
 - ・ 全国の自治体に対し、鳥インフルエンザ A (H7N9) ウイルス感染症に対する院内感染対策（国立感染症研究所作成）に関する事務連絡を発出。

<農林水産省>

http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html#tori_infuluencr

- 4月5日（金）
 - ・ 国際獣疫事務局（OIE）を通じ、家禽における発生状況について情報収集
 - ・ 国内においては、従来から実施している家禽を対象とした鳥インフルエンザのサーベイランス対象鳥種に飼養されているハトを追加し、監視
- 4月6日（土）
 - ・ 都道府県に対し、中国からOIEに報告された低病原性鳥インフルエンザの発生状況を情報提供
- 4月8日（月）
 - ・ 農林水産省及び動物検疫所のホームページに中国からOIEに報告された低病原性鳥イ

インフルエンザの発生状況掲載

- 4月9日（火）
 - ・ 航空会社・船会社に対し、鳥インフルエンザ等の発生国からの直行便における旅行者や入国者へのアナウンスの実施や質問表の配布についての協力を改めて依頼
- 4月26日（金）
 - ・ 都道府県に対し、家きん飼養者の海外渡航の自粛の指導の徹底等について改めて通知

<経済産業省>

- 4月8日（月）
 - ・ 関係団体等に対して中国で発生している鳥インフルエンザ A (H7N9) の患者発生に関して情報提供を実施

<国土交通省>

- 4月4日（木）
 - ・ 航空局が関係事業者等に対し中国で発生している鳥インフルエンザ A (H7N9) の患者発生に関する情報提供を実施
 - ・ 海事局が関係団体に対し本事案に関する情報提供を実施
 - ・ 自動車局が業界団体に対し中国で発生している鳥インフルエンザ A (H7N9) の患者発生に関する情報提供を実施
 - ・ 港湾局が港湾管理者及び関係事業団体（港湾運送業、タグ事業）に対し中国で発生している鳥インフルエンザ A (H7N9) の患者発生に関する情報提供を実施
- 4月5日（金）
 - ・ 観光庁が関係団体に対し本事案に関する情報提供を実施
- 4月8日（月）
 - ・ 鉄道局が関係事業者等に対し中国で発生している鳥インフルエンザ A (H7N9) の患者発生に関する情報提供を実施

<環境省>

<http://www.env.go.jp/nature/choju/infection/infection1.html>

- ・ 国内において定期的に野鳥の糞便（ガンカモ類 10月～5月）及び死亡個体（年間を通じて）のインフルエンザウイルス保有状況調査を実施しており、今のところ、A (H7N9) のインフルエンザウイルスは検出されていない。
- 4月18日（木）
 - ・ 調査対象野鳥に、シギ・チドリ類、サギ類、キジバトを追加することを公表。現在詳細について調整中。

5. その他

- 鳥インフルエンザ A (H7N9) ウイルスの基礎情報
 - ・ これまでに家畜や野鳥等からの検出報告はあるが、ヒトへの感染は報告されていない。
 - ・ 鳥における病原性は低いとの報告はあるが、今回のウイルスについて、人に感染した場合の病原性は調査中。

○ 国民への情報提供（WHO 作成の Q&A）

WHO：中国における人での鳥のインフルエンザウイルス A (H7N9) 感染症に関する Q&A
(2013 年 4 月 30 日更新) (邦訳：国立感染症研究所)

1. 鳥インフルエンザ A (H7N9) ウイルスとは何ですか？

インフルエンザ A (H7 亜型) ウイルスは、通常、鳥の間で循環しているインフルエンザウイルスのグループです。インフルエンザ A (H7N9) ウイルスは H7 亜型ウイルスのサブグループの一つです。複数の H7 亜型ウイルス (H7N2、H7N3 および H7N7) の人への感染が時折発見されてきましたが、H7N9 ウイルスの人への感染は中国からの最近のレポートがあるまで報告されていませんでした。

2. 鳥インフルエンザ A (H7N9) ウイルスによるヒト感染の主な症状は何ですか？

これまでのところ、この感染症を有する患者は、重症肺炎を患っていました。症状には、発熱、咳、息切れが含まれます。しかし、鳥インフルエンザ A (H7N9) ウイルスの感染が原因になるかもしれない疾患の全貌に関する情報は依然として限られています。

3. なぜこのウイルスは現在、人間に感染しているのですか？

これまでの人の感染患者における曝露源が分かっていないので、まだこの質問へ答えることは出来ません。しかし、分離されたウイルスの遺伝子解析の結果からは、ウイルスは鳥類の中で進化してきたものの、このウイルスは、他の鳥類のウイルスに比べてより容易に哺乳動物に感染する可能性を示唆しています。

4. 鳥インフルエンザ A (H7N9) ウイルスは、インフルエンザ A (H1N1) ウイルス、およびインフルエンザ A (H5N1) ウイルスとは違うのですか？

はい。すべての 3 つのウイルスはインフルエンザウイルスですが、互いに異なっています。H7N9 と H5N1 は、時には人々に感染する動物のインフルエンザウイルスであると考えられています。H1N1 ウイルスは、人に通常感染するものと、動物に通常は感染するものに大別できます。

5. 人々はどのように鳥インフルエンザ A (H7N9) ウイルスに感染したのでしょうか？

現時点で、人々がどのように感染するのかは知られていません。確定例のうち何人かは、動物あるいは動物が収容されていた環境との接触がありました。ウイルスは現在、患者が報告されている場所近くの生きた鳥を扱う市場で、ニワトリ、アヒル、及び飼育下で繁殖された(captive-bred)鳩で発見されています。動物から人への感染の可能性、同様に人から人への感染の可能性に対して調査が進められています。

6. 鳥インフルエンザ A (H7N9) ウイルスの感染をどのように防ぐことができますか？

感染源と感染経路の両方が不確定ではありますが、感染全般を防ぐために基本的な衛生慣行に従うことが賢明です。その中には手指衛生や咳エチケット（原文では「呼吸器の衛生」）と食品安全対策が含まれます。

手指衛生：

- ・ 以下のような時には手を洗いましょう：
 - ・ 食事を用意する前、用意している間、その後。
 - ・ 食べる前。
 - ・ トイレを使用した後。
 - ・ 動物の世話をしたり、動物の排泄物を処理した後。
 - ・ 手が汚れている時。
 - ・ 家人が病気になりお世話をする時。

手指衛生は、また、（汚染面への接触から）自分自身への感染伝播を予防します。これらは、医療機関においては、患者に対して、あるいは医療従事者や他の人への感染伝播を防ぐことにつながります。

・ 手が肉眼的に汚れている場合には、石けんと流水で手を洗いましょう。手が肉眼的に汚れていない場合は、石鹸と水で手を洗う、または、アルコール製剤による手指のクリーナーを使用しましょう。

咳エチケット：

・ 咳やくしゃみをするときには、医療用マスク、ティッシュペーパー、（服の）袖、または曲げた肘で口と鼻を覆いましょう。その直後に、蓋を閉じることの出来る容器に使用されたティッシュペーパーを捨てましょう。気道分泌物との接触後には、手指衛生を行いましょう。

7. 肉（例：鶏肉や豚肉製品）を食べることは安全ですか？

インフルエンザウイルスはよく調理された食品からは伝染しません。なぜならば、インフルエンザウイルスは通常の加熱調理温度では（食品の全ての部分で70℃に達する、ぐつぐつ煮る、ピンク色の部位がない）で不活化するので、家禽や狩猟鳥を含み、適切に準備され、

調理された肉を食することは安全です。

病気の動物や病死した動物を食べてはいけません。

アウトブレイクが発生している地域では、適切に調理が行われ、食事の準備が適切に行われていれば、肉製品は安全に消費することができます。生の肉や、未調理の血液を用いた料理の摂食は、高いリスクとなりますのでお勧め出来ません。

8. 鳥インフルエンザ A (H7N9) ウイルス用のワクチンがありますか？

インフルエンザ A (H7N9) 感染予防のためのワクチンは現在ありません。しかし、ウイルスはすでに最初の患者から分離され、特徴が分かっています。ワクチン開発の最初のステップは、ワクチンに用いることができる候補となるウイルス株の選択です。WHO は、パートナーと協力して、最良の候補ウイルスを識別するために利用可能なインフルエンザ A (H7N9) ウイルスの特徴を明らかにしていきます。そうして、ワクチンが必要となった場合に、これらの候補ワクチンウイルスは、ワクチンの製造に用いることができます。

9. 鳥インフルエンザ A (H7N9) 感染症の治療法がありますか？

ノイラミニダーゼ阻害剤として知られている抗インフルエンザウイルス薬は、インフルエンザを発症して早期に投与されるとき、季節インフルエンザウイルス及びインフルエンザ A (H5N1) ウイルス感染に対して有効であることが分かっています。しかし現時点では、インフルエンザ A (H7N9) ウイルス感染症を治療するためのこれらの薬物の使用に関する経験は非常に少ない上に、インフルエンザウイルスは、これらの薬剤へ耐性を持つことがあります。

(参考)

○Q&A

英文 (WHO) :

http://www.who.int/influenza/human_animal_interface/faq_H7N9/en/index.html

日本語 (国立感染症研究所) :

<http://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/a/flua-h7n9/2273-idsc/3511-h7n9-qa2.html>

<関係省庁の照会先について>

1. 事態の概要

厚生労働省健康局結核感染症課 03-3595-2257

2. 感染状況関係について

厚生労働省健康局結核感染症課 03-3595-2257

3. 政府の主な対応関係について

内閣官房新型インフルエンザ等対策室 03-3581-4569

4. 各府省の活動状況関係について

警察庁警備局警備企画課 03-3581-0141

総務省消防庁消防・救急課救急企画室 03-5253-7529

法務省入国管理局総務課企画室 03-3592-6852

外務省領事局政策課 03-5501-8152

財務省大臣官房総合政策課政策推進室 03-3581-7934

文部科学省大臣官房総務課 03-6734-2156

厚生労働省健康局結核感染症課 03-3595-2257

農林水産省消費・安全局動物衛生課 03-3502-5994

経済産業省大臣官房総務課 03-3501-1327

国土交通省大臣官房危機管理室 03-5253-8974

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 03-5521-8285

5. その他

厚生労働省健康局結核感染症課 03-3595-2257